

湖沼等水質浄化技術 実証試験要領案（第2次案）に対するパブリックコメント

修正方針・主要な論点

現在、環境技術開発者側が負担すべきコストを軽減できないか。

目標値の設定を明確にすることで、実地試験の期間を短縮することも可能ではないか。

第2次案		第3次案		パブリックコメントの内容
P5 上	<p>（6．環境技術開発者 実証試験の費用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの費用負担及び責任において、実証試験実施場所における実験区の設置、実証対象機器の運搬、設置等を行う。 	P5 上		<p>（メーカー勤務）</p> <p>試験の実施場所決定により、各環境技術開発者は全国各所より試験場所まで資機材の運搬等の作業が発生します。ここに一律の（もしくは実費精算の）試験費用を環境省より各環境技術開発者に補助していただければ、より広範囲な先進的環境技術の発掘が可能になると考えます。</p>
P16 中	<p>（5．試験期間の決定（2）実施試験期間）</p> <p>実地試験期間は、実証対象技術の性能を証明するために必要な期間を設定する。生物学的処理を行う実証対象技術については、生物活性が十分に馴養した後6ヶ月間以上が望ましい。</p> <p>環境技術開発者の指示や実証試験実施場所、原水の特性に応じて、試験期間は延長されうる。また動作不良や操業停止期間が全体の10%を超えてはならず、その場合は試験期間を延長して対応する。</p>	P16 中	<p>実地試験期間は、実証対象技術の性能を証明するために必要な期間を設定する。設定においては、<u>一定の実地試験期間を定める方法の他、目標水質を設定し達成し次第終了する方法や、これらの組み合わせ等が考えられる。</u></p> <p>生物学的処理を行う実証対象技術については、生物活性が十分に馴養した後6ヶ月間以上が望ましい。</p> <p>環境技術開発者の指示や実証試験実施場所、原水の特性に応じて、試験期間は延長されうる。また動作不良や操業停止期間が全体の10%を超えてはならず、その場合は試験期間を延長して対応する。</p>	<p>（メーカー勤務）</p> <p>各種の水質浄化技術においては、浄化の対象範囲にもよりますが、試験期間が6ヶ月以内でも効果が十分に現われるものもあります。各実証項目において目標値を設定し（原水に対する除去率等）目標値を達成した場合には実証機関と環境技術開発者との協議し、浄化作業の終了を決定することが必要だと考えます。</p>